

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、新宿区(以下「区」という。)における産業振興に関する基本的な考え方に係る事項、区における産業振興に関する施策に係る事項及び(仮称)新宿区産業振興基本条例(以下「条例」という。)の制定に関する必要な事項等について調査及び検討を行うため、条例に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 区における産業振興に関する基本的な考え方に係る事項
- (2) 区における産業振興に関する施策に係る事項
- (3) 条例の制定に関する必要な事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が選任し、委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 区民委員
- (3) 区内企業経営者等
- (4) 東京商工会議所新宿支部事務局職員
- (5) 地域文化部長
- (6) その他特に必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(小部会)

第7条 懇談会において、さらなる検討を要すると判断された事項の調査及び検討等を行うため、懇談会に小部会を置く。

- 2 小部会は、懇談会委員により構成する。
- 3 小部会に部会長を置き、会長が部会長を兼務する。
- 4 小部会に出席する委員(以下「部会員」という。)は、小部会の開催前に、部会長が指名する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、小部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、地域文化部産業振興課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。